

## 「敦賀市訪問理美容サービス助成事業」に伴う 参加事業者募集のご案内

### ◆募集内容◆

市に事業者登録をし、訪問理美容サービスの提供、助成金の精算を行う理容所又は美容所

### ◆応募資格◆ ※次のすべての要件を満たす事業者

#### 理容所・美容所について

- ・敦賀市内に開設している理容所または美容所であること
- ・保健所の検査確認が終了していること

#### 理容師・美容師について

- ・理容師又は美容師の国家資格を所持していること
- ・訪問理美容サービスを提供するための講座等を受講していること
- ・損害賠償保険等に加入していること

### ◆応募方法◆

<理美容組合を通して登録を行う場合（理美容組合加入店舗）>

- ①各組合と市が本事業の実施について契約を結ぶ。
- ②各組合の代表者は、各理美容店について上記の応募資格を満たしていることの確認を確実に行った上で、「理美容所登録届」を提出してください。

<各理美容店で登録を行う場合>

敦賀市役所長寿健康課までお問い合わせの上、「理美容所登録申請書」に下記書類を添えて提出してください。

#### 【提出書類】

- ・理美容所検査確認済の証の写し
- ・理美容師の免許証（免許証明書）の写し
- ・訪問理美容サービスを提供するために受講した講座等を受講済みであることがわかる証明書の写し
- ・損害賠償保険等へ加入していることがわかる証明書の写し

※詳細はお問い合わせください。

### ◆お問合せ◆

敦賀市役所 長寿健康課 高齢者福祉係

TEL：0770-22-8124

◆実施の流れ◆

**【利用者】**

市が交付する理美容店一覧から希望の理美容店を選び、直接申し込みをして、訪問日程の調整をする。



**★訪問理美容サービスの実施**

※理美容店は、より安全にサービスを提供できるよう、介添えができる立会い者を求めることができる。

※利用者は、訪問理美容サービスの利用後、理美容店へ費用を支払う。(助成券1枚+差額)

**理美容組合と市で契約する場合**

**各理美容店と市で契約する場合**



**【理美容店】**

訪問理美容サービスを実施後、使用済み助成券と助成明細書を理美容組合へ提出する。  
(月締め)

**【理美容店】**

毎月末日に締め切り、使用済み助成券と助成明細書を助成金請求書に添えて、翌月10日までに当該月の助成金を市に請求する。



**【理美容組合】**

毎月末日に締め切り、各理美容店から提出された使用済み助成券と助成明細書を助成金請求書に添えて、翌月10日までに当該月の助成金を市に請求する。



**【市】長寿健康課**

請求書を受け取ってから30日以内に理美容組合に助成金を振り込む。

**【市】長寿健康課**

請求書を受け取ってから30日以内に理美容店に助成金を振り込む。